平成２４年（フ）第１００３号
東京都立川市富士見町１丁目１番２―802号
債務者　伊藤真由美
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８２２号
東京都港区港南１―１―27カナルサイド高浜906、住民票上の住所東京都港区三田２丁目７番１―703号
債務者　渡邊さらさ
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３３７号
川崎市高津区末長189番地　サンライズ梶ケ谷205
債務者　井口　照章
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３８６号
川崎市川崎区境町８番９号　第２ヒカリハイツ102
債務者　中曽根ペルリタこと　ＮＡＫＡＳＯＮＥ　ＰＥＲＬＩＴＡ　ＡＮＧＥＬＥＳ
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４４９号
川崎市川崎区伊勢町14番１―303号　コーポ晃恵、申立時の住所川崎市川崎区伊勢町13番15号　コンフォート沢口201
債務者　中野　美樹
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４５０号
川崎市川崎区伊勢町14番１―303号　コーポ晃恵、申立時の住所川崎市川崎区伊勢町13番15号　コンフォート沢口201
債務者　中野まり子
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４７１号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目２番４―509号、前住所川崎市麻生区虹ケ丘３丁目１番１―201号
債務者　和田マリアこと　ＷＡＤＡ　ＭＡ　ＶＥＮＵＳ　ＢＯＮＧＡＮＡＹ（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４７２号
川崎市高津区末長2030番地　市営住宅５棟166号
債務者　山縣　豊彦
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４７９号
川崎市高津区末長220　梶ヶ谷寮、住民票上の住所札幌市東区北30条東５丁目１番23号
債務者　庄中　明徳
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４８０号
川崎市高津区千年126番地　五月ハイツ102
債務者　菅生　　博
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５０１号
川崎市川崎区小田１丁目21番18―304号　グローリーアーク
債務者　清島　高徳
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５０６号
川崎市中原区中丸子621番地　ゆりコーポ102
債務者　吉田　稔也
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０２３号
横浜市南区中村町１―20―１　佐藤晴美方、住民票上の住所横浜市南区浦舟町２丁目22番地　ベイシティコート横浜306号
債務者　堀井　　清
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１７３号
横浜市南区清水ケ丘238番地１　コンフォール清水ケ丘３号棟213号室
債務者　吉野　文晴
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１７９号
横浜市緑区寺山町500番地40　コルツ中山202号
債務者　塩田　秀樹
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部